

令和 8 年第 2 回臨時会

津 別 町 議 会 会 議 録

令和 8 年第 2 回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和 8 年 5 月 22 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 8 年 5 月 28 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 令和 8 年 5 月 28 日 午前 11 時 54 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 渡 邊 直 樹

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	巴 光 政	○	○	6	佐 藤 久 哉	○	○
2	篠 原 眞稚子	○	○	7	高 橋 剛	○	○
3	細 川 博 行	○	○	8	小 林 教 行	○	○
4	山 内 彬	○	○	9	渡 邊 直 樹	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐 藤 多 一	○	監 査 委 員	藤 村 勝	○
教 育 長	近 野 幸 彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊 藤 泰 広	○	生涯学習課長	谷 口 正 樹	○
総 務 課 長	中 橋 正 典	○	生涯学習課長補佐	坂 井 隆 介	○
総 務 課 長 補 佐	高 橋 洋 行	○	監査委員事務局長	土 田 直 美	○
住 民 企 画 課 長	迫 田 久	○	監査委員事務局次長	松 木 紀 幸	○
住民企画課参事	加 藤 端 陽				
税 務 財 政 課 長	菅 原 文 人	○			
税務財政課長補佐	小 西 美 和 子	○			
保 健 福 祉 課 長	兼 平 昌 明	○			
保健福祉課長補佐	平 塚 恭 輔	○			
保健福祉課主幹	向 平 亮 子	○			
保健福祉課主幹	丸 尾 美 佐	○			
産 業 振 興 課 長	渡 辺 新	○			
産業振興課長補佐	尾 路 克 彦	○			
建 設 課 長	斉 藤 尚 幸	○			
建設課長補佐	田 島 博 光	○			
会 計 管 理 者	丸 尾 達 也	○			
庶 務 係 長	成 田 ゆ か り	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	土 田 直 美	○	総 務 係	松 嶋 祥 己	○
総 務 係 長	佐 藤 佳 奈	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	6 番 佐藤 久哉 7 番 高橋 剛
2			会期の決定	自 5 月 28 日 1 日間 至 5 月 28 日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	承認	3	専決処分の承認を求めることについて (財産の取得の議決事項の変更につて)	
6	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)	
7	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度津別町一般会計補正予算 (第 9 号) について)	
8	〃	6	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 5 号) について)	
9	〃	7	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号) について)	
10	〃	8	専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号) について)	
11	議案	22	津別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	23	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
13	〃	24	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
14	議案	25	津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	26	津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	27	契約の締結について（町道２号線歩道新設工事）	
17	〃	28	契約の締結について（木質バイオマスセンター貯蔵棟建設工事）	
18	〃	29	契約の締結について（木質バイオマスセンター貯木場等外構工事）	
19	〃	30	財産の取得について（多目的運動公園バーチドレイン）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより、令和 8 年第 2 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

6 番 佐 藤 久 哉 君 7 番 高 橋 剛 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（土田直美さん） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第1回定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る3月20日、旭日単光章、津別町自治功労者 西山健様をご逝去されました。故人は、昭和52年に津別町議会議員に初当選し、以来6期24年にわたり議員として本町の自治振興に多大なご貢献をいただきました。

生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、ガクツナプロジェクトについてであります。このプロジェクトは、日本航空株式会社（JAL）が地域貢献に関心を持つ大学生と地域をつなぎ、双方に新しい価値を生み出すことを目的として展開するもので、昨年からは東京のEZO HUB T

OKYOを拠点に行っている町のプロモーション活動をきっかけに、JALと連携する機会があり、プロジェクトの第6弾として3月1日から3月14日まで、本町において実施されました。

このプロジェクトには、全国から応募のあった40名の中から選抜された6名の大学生が参加し、関係各所の方たちとの意見交換や町内視察などを行い、最終日の成果報告会でまちづくりに対する提案発表がありました。

参加した学生からは、「2週間はあっという間だったが、挑戦する町民との意見交換を通じて、改めて自分の生き方を考えるよい機会になった。津別町は帰りたくなる町になった。」等の感想をいただいたところです。

このプロジェクトは、外部からの新しい視点を取り入れ、本町の未来を一緒に考えるという、非常に意義のある取り組みであり、学生たちからの提案を大切にしながら、今後も地域活性化の推進に努めてまいります。

次に、第10回「ものづくり日本大賞」ものづくり地域貢献賞（北海道経済産業局長賞）の受賞についてであります。このたび株式会社山上木工が受賞されました。

この賞は、経済産業省等が主催する「ものづくり日本大賞」に応募された案件の中から、北海道経済産業局が独自に北海道地域の産業振興や人材育成、技術の伝承などにおいて特に大きく貢献した企業や個人を表彰するもので、道産カラマツを圧密技術で加工し、耐久性を向上させた素材を家具材に応用する研究が評価されたものであります。

この受賞に対し祝いを表しますとともに、さらなるご活躍を期待するところであります。

次に、高齢者に対するお祝いについてであります。3月20日に今井保様が100歳の誕生日を迎えられましたことから、今後とも益々のご健勝を願い、記念品を贈り祝意を表したところであります。

次に、ふるさと納税についてであります。令和7年度の寄附実績は1万1,185件、1億2,560万円で、前年度の3,729件、5,761万円と比較し件数で200%、金額では118%の増となりました。

増加の主な要因としては、米価格上昇に伴う米を返礼品とした納税の増、9月の一

部ふるさと納税サイトのポイント規制による駆け込み納税など外部要因もありましたが、町内事業者のご協力により新規返礼品を増加させ、これに対する寄附額が2,400万円ほど増となりました。また、主力の玉ネギについては高温障害により生産量が減少し、返礼品に不足が生じましたが、津別町農業協同組合のご協力により、Mサイズ・Sサイズを活用した返礼品の確保が可能となり、さらに令和8年産の先行予約による納税を受け付けたことにより、玉ネギ20キログラムがふるさと納税サイトの一つである「ふるさとチョイス」の全ての野菜部門で全国1位を獲得することができました。

今後は、玉ネギの紹介画像にランキングアイコンを追加し訴求力の強化を図るなど、掲載方法を工夫するほか、多くの方々に本町を応援していただけるよう事業を推進してまいります。

また、令和7年度の企業版ふるさと納税については、9社から総額1,366万円のご寄附をいただきました。

改めまして、全国の寄附者の皆さまと企業の皆さまのご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、寄附金につきましては、ご趣旨に沿い活用させていただく所存であります。

次に、津別町相生総合交流ターミナル施設の指定管理者についてであります。4月1日より新しい指定管理者である株式会社フジタコーポレーションによる運営がスタートしております。

道の駅あいおいの名物である豆腐をつくる過程で発生するおからを活用した新商品「おかき」の販売開始や、4月から道内外の催事に出店するなど、さまざま取り組まれており、相生地区の地域振興のみならず津別町のPRにつながることを期待するところであります。

次に、浦安D-Rocks応援ツアーについてであります。4月5日、札幌市の大和ハウスプレミストドームにて、本町で合宿を行っている浦安D-Rocks（旧NTTコム）と東芝ブレイブルーパス東京の試合が開催されたことから、スポーツ合宿実行委員会主催による応援ツアーが実施され、総勢35名の参加がありました。対戦相手は前回王者であり、ツアー参加者の熱い声援の中、試合は最後まで目の離せない熱戦となりましたが、惜しくも浦安D-Rocksの勝利には至りませんでした。試

合後には、ツアー参加者と選手との交流タイムも設けられ、充実したツアーとなりました。

浦安D-Rocksには、地域の活性化や町民との交流に貢献をいただいております、今後も長く本町での合宿を実施していただけるよう期待するところであります。

なお、本ツアーの様子は、タウンニュースつべつでも紹介しております。

次に、交通安全推進運動についてであります、4月9日、中央公民館において、関係者等90名の参加により交通安全推進町民大会を開催いたしました。

この大会において、「町内における交通事故死ゼロ日運動」の目標1,000日の達成日（令和8年6月22日）および「町民による交通死亡事故ゼロ日運動」の目標1,500日に向け交通安全運動の継続を確認したところです。なお、「町民による交通死亡事故ゼロ日運動」は、大会開催後の令和8年5月20日をもって目標を達成することができました。これは関係機関はもとより、町民の皆さまとともに運動を展開した結果であり、今後も悲惨な交通事故のない明るいまちづくりを目指し、運動を継続してまいります。

次に、町民植樹祭についてであります、5月10日、網走南部森林管理署との共催により開催いたしました。

当日は関係者・町民・町内で働く外国人を含め73名が参加し、オホーツク総合振興局東部森林室職員による植樹指導のもと、カラマツの苗木400本を最上町有林内に植栽いたしました。

また、植樹祭開催に対しまして、社会福祉法人恵和福社会様、エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社様のご厚意により、苗木と実施看板を提供いただき、改めましてお礼を申し上げる次第であります。

今後とも、関係各位とともに愛林の町として、豊かな森林環境の造成に努めてまいります。

次に、ふるさと応援Hプログラムによる寄附についてであります、5月15日、札幌市中央区のエア・ウォーターの森において寄附授与式が行われ、出席いたしました。

このプログラムは、道内市町村の環境保全等の取り組みに対し、エア・ウォーター北海道株式会社の主催する財団により寄附されるもので、本町は昨年に引き続き、木質バイオマスの取り組みが評価され、寄附額の上限であります1,000万円のご寄附を

いただきました。

寄附金につきましては、今年度予定しています木材粉碎機の整備など木質バイオマスセンターの機能増強に活用してまいります。

次に、寄附についてであります。5月15日、まちづくりに役立ててほしいと100万円のご寄附をいただきました。ご本人の希望により氏名の公表は差し控えさせていただきますが、ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、21世紀の森キャンプ場寝台車整備についてであります。5月22日、鉄道友の会に所属する福岡県在住の中村光司氏をはじめとする鉄道愛好家3名が来町し、6月2日までの予定で寝台車の整備および清掃を行っていただいているところです。

鉄道友の会から昨年度要望のあった車両の傾き修繕について、今年度実施する予定であり、今後につきましても中村氏をはじめとする鉄道友の会の皆さまと意見交換を行いながら、寝台車の活用について検討を進めてまいります。

なお、今議会におきまして、条例制定等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎承認第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（財産の取得の議決事項の変更について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口正樹君） ただいま上程となりました、承認第3号について説明させていただきます。

専決の理由につきましては、専決処分書のとおりでございます。

財産取得に関する議決事項の変更について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法 179 条第 1 項の規定により 3 月 24 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものでございます。

変更の理由としましては、仕様内容の一部変更による取得金額の減額についてであります。

今回、令和 7 年第 3 回臨時会において議決いただきました。小・中学校への i P a d の更新 297 台につきまして、端末管理ソフトのライセンスが 5 年間のものが付属されていましたが、ソフトを提供する会社の方針によりまして、ライセンス期間が 3 年間となりました。

変更前の取得金額 1,986 万 3,360 円から、変更後の取得金額を 1,947 万 1,320 円とし、39 万 2,040 円減額することとなりまして、変更契約を交わしたところであります。

契約の相手方については記載のとおりであります。

今回の件につきましては、北海道教育委員会の主導による共同調達での購入であることから、大丸株式会社と北海道教育委員会にて協議し、令和 8 年 3 月 23 日に、3 年ライセンスでの納品と価格の減額が承認されたためであります。

年度末のタイミングで議決事項の変更について専決処分させていただき、申し訳ございませんが、説明とさせていただきますので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 3 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、承認第4号につきまして説明をさせていただきます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書をご覧くださいまして、町有車両に起因する物損事故について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がなかったことから専決したものです。

賠償の理由ですが、令和8年3月3日、町内字豊永の町道路上において、業務委託先の運転手が町の道路維持管理作業車で道路パトロールをしていた際、要修理箇所を発見したものの、通り過ぎたことから確認のため車両を後退させた際、後方にいる車両に気づかずに衝突したものです。

今回の物損事故に係る賠償金額は97万739円。賠償の相手方は記載の方です。

示談をするにあたりまして、4月23日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたことから、同条第3項の規定により議会に報告させていただき、承認を求めるものです。

なお、人身被害に対する賠償につきましては、現在も治療継続中のため、賠償額の算定に至らないことから、まずは被害にあわれた方の完治を願いますとともに、人身の部分につきましても賠償額の算定ができ次第、適切に対応させていただきます。

今回の事故は、必要な注意をしていれば防げた事故でありますことから、委託先に対し作業中の安全確認を怠ることのないよう指導しております。

損害を与えご迷惑をおかけしました被害者の方には、深くお詫び申し上げるところでございます。

大変申し訳ございません。

以上、承認第5号について説明をさせていただきましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより承認第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

◎認定第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度津別町一般会計補正予算（第9号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました、承認第5号について説明いたします。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、各歳入の確定を基本とする補正について、特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないため、3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ1,405万3,000円を追加

し、予算の総額を 98 億 9,448 万 7,000 円とするものであります。

第 2 項および第 2 条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので 29 ページから 30 ページをご覧ください。

なお、補正内容につきましては、各事業費の確定または収入額の確定による精査、財源内訳の補正、一般財源剰余金の基金への積み立てとなりますので、主なものについてのみの説明とさせていただきますので、ご了承願います。

また、各特別会計への繰出金の補正につきましては、各会計の精査によるものとなりますので、説明は割愛させていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、31 ページから 32 ページになります。

目 3 財政管理費、財政調整基金積立金は一般寄附分等の積み立てで、1,163 万 5,000 円の増額です。

その下の減災基金積立金は、国営農地再編整備事業負担金支払基金からの積み替え額について、今後償還を行う金額が確定したことから、積立額の精査を行うもので 5,016 万 7,000 円の減額です。

公共施設等整備基金積立金は、基金積み立ての内規により基金取り崩し額の 1 割程度の積み立てを行うもので、1,000 万円の増額です。

項 2 地域振興費、目 1 企画総務費、36 ページになります。地域振興基金積立金は、民生費指定寄附分 42 万 4,000 円および一般財源剰余金 1 億 3,935 万円で、計 1 億 3,977 万 4,000 円の増額です。

その下の、ふるさとつべつ応援基金積立金は、寄附額の確定により 2,610 万 1,000 円の増額です。

47 ページをご覧ください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費は 52 ページになります。

中段の社会保障事業基金積立金は、地方消費税交付金のうち社会補償財源分の額の確定により 871 万 5,000 円の増額です。

65 ページをご覧ください。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、68 ページになります。

病院施設整備基金積立金は、一般財源剰余金 7,000 万円および利子確定による精査で、計 7,029 万 3,000 円の増額です。

これ以降につきましては、全て歳入の確定に伴う事業費の精査と財源内訳のみの補正となりますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページをご覧ください。

歳入につきましては実績による補正となりますので、主なものについてご説明いたします。

款 1 町税は各税目の納付見込額により補正するものですが、項 1 町民税では、2,798 万 5,000 円の増額。項 2 固定資産税は 2,663 万 6,000 円の増額です。

5 ページから 6 ページをご覧ください。

中段下の款 7 地方消費税交付金は、1,692 万 1,000 円の増額で、交付額 1 億 3,292 万 1,000 円のうち、7,771 万 5,000 円は社会保障財源分として社会保障事業基金に積み立てるものです。

下段の款 9 地方特例交付金、項 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税に係る補填として 204 万 8,000 円の増額です。

7 ページから 8 ページをご覧ください。

款 10 地方交付税は、特別交付税で 3,510 万 9,000 円の増額です。

特別交付税の交付確定額は、1 億 8,510 万 9,000 円、前年比 544 万 5,000 円の減となったところです。

11 ページから 12 ページをご覧ください。

中段の款 14 国庫支出金は、1,527 万 2,000 円の減額です。

項 2 国庫補助金、15 ページから 16 ページになります。

目 6 農林業費国庫補助金、新しい地方経済・生活環境創成交付金は、木質バイオマス地域熱供給事業に係る補助金で 1,233 万 1,000 円の増額です。

款 15 道支出金は 334 万 2,000 円の減額です。

17 ページから 18 ページになります。

項 2 道補助金、下段の目 4 農林業費道補助金、地域づくり総合交付金は鳥獣被害防止総合対策事業に係る補助金で 153 万円の増額です。

19 ページから 20 ページをご覧ください。

下段の款 16 財産収入は 3,573 万 1,000 円の増額です。増の主な要因は次ページになりますが、項 2 財産売払収入、目 1 生産品売払収入、素材売払収入 3,402 万 9,000 円の増によるものです。

款 17 寄附金は 3,948 万 7,000 円の増額で、目 2 総務費寄附金で、ふるさと納税寄附金および企業版ふるさと納税寄附金の増が主な要因です。

款 18 繰入金は、対象事業費の精査で 9,726 万 2,000 円の金額です。

27 ページから 28 ページをご覧ください。

款 21 町債は、各事業の精査により 4,990 万円の減額となります。

歳入の説明は以上となります。

補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第 1 項の内容となるものです。

第 2 条は地方債補正で、第 2 表地方債補正のとおり事業精査により 12 事業の限度額を変更、1 事業の廃止をするもので、限度額合計を 20 億 1,860 万円とするものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（兼平昌明君） ただいま上程となりました。

承認第 6 号についてご説明いたします。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、道支出金等の額の確定および保険給付費等の補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものです。

議案条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 5,448 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 5 億 7,627 万円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほどご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたしますので、7 ページ、8 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は総務一般事務経費の精査により 402 万 7,000 円の減額です。

11 ページ、12 ページになります。

中段、款 2 保険給付費は、療養給付費等の事業確定により 5,376 万円の減額です。

15 ページ、16 ページになります。

中段、款 3 国民健康保険事業費納付金は財源内金のための補正です。

款４保険事業費は、各助成事業費の確定に伴う精査で 342 万 4,000 円の減額です。

17 ページ、18 ページになります。

下段、款５基金積立金は、事業費残額を基金に積み立てる額として 775 万 7,000 円の増額となります。

続いて歳入です。

３ページ、４ページをお開きください。

歳入につきましては、先に説明いたしました歳出の事業完了精査にあわせて財源を精査するものです。

款２道支出金は、額の確定により 4,994 万 6,000 円の減額です。

款３財産収入は国民健康保険基金利子の確定で 1,000 円の減額です。

款４繰入金は、事業完了に伴う精査で 287 万 8,000 円の減額です。

最初の条文にお戻りください。

第１条第２項の第１表につきましては、ただいまご説明いたしました内容を、それぞれ款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第１項の内容になるものです。

以上、専決補正についてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第６号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 7 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（兼平昌明君） ただいま上程となりました、承認第 7 号についてご説明いたします。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、保険料、諸収入等の額の確定、事業完了精査による補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものです。

議案条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項としまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 192 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1,033 万 3,000 円とするものです。

第 2 項は後ほどご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたしますので、5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費では、各事業費の精査により 138 万 7,000 円の減額です。

7 ページ、8 ページになります。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金においては、納付金の確定により 41 万 6,000 円の減額です。

款 3 諸支出金は、過誤納金還付金等の額の確定による精査で 11 万 8,000 円の減額です。

続いて歳入の説明をいたします。3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 1 後期高齢者医療保険料は、保険料額を確定し全体で 57 万 2,000 円の減額です。

款 2 繰入金は事業完了精査に伴うもので 122 万 9,000 円の減額です。

款4諸収入は各費目の確定により12万円の減額です。

それでは、補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したものです。補正総額については、第1項の内容となるものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第10、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（平塚恭輔君） ただいま上程となりました、承認第8号につい

てご説明いたします。

専決の理由としましては、次のページの専決処分書のとおり、保険料、国庫支出金等の額の確定、事業完了精査による補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により承認を求めるものであります。

議案条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,376 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6 億 4,566 万 8,000 円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほどご説明させていただきます。

はじめに、歳出からご説明いたしますので、7 ページ、8 ページをお開きください。

款 1 総務費は 7 ページから 12 ページ中段までになりますが、額の確定による精査で 100 万 5,000 円の減額です。

11 ページになります。11 ページ中段から 17 ページ上段までの款 2 保険給付費につきましても額の確定による精査で 6,933 万 3,000 円の減額です。

令和 7 年度介護保険実績報告書は、ただいま担当係でまとめているところで、6 月議会で配布させていただく予定です。

17 ページになります。17 ページから 24 ページ中段までの款 3 地域支援事業費は、事業終了による額の確定の精査で 437 万 1,000 円の減額です。

23 ページになります。

中段の款 4 基金積立金は、国庫支出金等の額の確定により 3,148 万 6,000 円の増額、下段の款 5 諸支出金は還付金の額確定により 54 万 1,000 円の減額です。

続いて歳入の説明をいたしますので、3 ページ、4 ページにお戻りください。

款 1 保険料は、額の確定による精査で 327 万 7,000 円の増額です。

款 2 国庫支出金、款 3 支払基金交付金、款 4 道支出金は介護給付費調整交付金地域支援事業交付金の額が確定しましたので、款 2 国保支出金については 684 万 2,000 円の減額。

款 3 支出基金交付金は 1,716 万 1,000 円の減額。

款4道支出金は611万2,000円の減額です。

3ページ下段から6ページ上段までの款5財産収入は、介護給付費準備基金利子として1,000円の減額です。

5ページになります。款6繰入金は、繰入額確定により1,692万5,000円の減額です。

それでは補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したものであります。

補正総額については、第1項の内容となるものです。

以上、専決補正につきましてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第22号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第22号 津別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋洋行君） ただいま上程となりました、議案第 22 号についてご説明いたします。

資料により説明しますので、2 ページ目をお開きください。

本件については同一の法改正に基づくものですので、一括条例として提案するものです。

改正理由としては、出入国管理および難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号カードと同等の機能を有する特定在留カードおよび特定特別永住者証明書の交付申請が開始されるため、関係条例の改正を行うものです。

改正内容については、個人番号カードのほかに特定在留カードおよび特定特別永住者証明書に係る規定を加えるものです。

法の改正の背景ですが、本邦に在留する外国人は、在留カードまたは特別永住者証明書と個人番号カードの両方を所持している状況であり、煩雑な手続きをとることを余儀なくされております。そのような状況に対応することを目的として、在留カードまたは特別永住者証明書と個人番号カードを一体化した特定在留カードまたは特定特別永住者証明書の交付を可能とすることで、外国人の利便性の向上と行政運営の効率化を図るものです。

次に、新旧対照表について説明いたします。

まず、2 ページから 3 ページまでに及ぶ津別町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例において、第 5 条第 4 項と 3 ページの第 10 条において、個人番号カードの次に、特定在留カードおよび特定特別永住者証明書を加えております。

4 ページに移りまして、子ども医療費の助成に関する条例ですが、第 5 条でこちらも同様の改正を行っております。

続きまして、5 ページの重度心身障害者およびひとり親家庭と医療費の助成に関する条例になりますが、第 7 条においてこちらも同様の改正を行っております。

それでは議案にお戻りください。

ただいまご説明した内容を条文化したものです。

附則といたしましては、施行期日は出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が施行される、令和8年6月14日とするものです。

以上、議案第22号の説明をいたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第23号 津町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（菅原文人君） ただいま上程となりました、議案第23号をご説明させていただきます。

説明資料の6ページをご覧ください。

このたびの税条例の改正理由につきましては、現在の経済情勢等を踏まえ、令和8年度の地方税制の改正を行うため、地方税法等の一部を改正する法律などが施行され

たことおよび事務処理の実態にあわせ、納期を変更するためであります。

今回の改正の主な内容につきましては、一つ目は町民税、固定資産税、軽自動車税の納期を現在、納期月の１日から月末までとしているのを１６日から月末までに変更します。これは納税通知書を交付する事務作業がどうしても納付月の１０日前後まで要するため、郵送に係る日数を考慮し、納税通知書が到達するのが確実であろう１６日からと実態にあわせて変更するものです。

二つ目は、固定資産税において令和９年度、来年度の課税より家屋の免税点を２０万円から３０万円、償却資産を１５０万円から１８０万円に変更します。

三つ目として、軽自動車税において環境性能割を令和８年３月３１日をもって廃止としています。

次に、条文ごとの改正内容につきましては、１１ページから新旧対照表を掲載しておりますが、資料の６ページから１０ページに改正概要を一覧表としておりますので、この一覧表にてご説明いたします。

第１８条の３および第１９条は軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。なお、これ以降も軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正がありますが、内容としては環境性能割に関する規定や情報の削除、種別割が軽自動車税と変わるため変更するなどの所要の改正を行っております。

次に、第３３条第３項は、町民税の所得割の課税標準額において、特定大口株主配当等を特定配当等へ追加し、課税標準額から除外します。

第３４条の７第２項は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正です。

第３６条の２第１項ならびに第３６条の３の２、第１項および第５項は税条例の項ずれの反映になります。

次ページ、第３６条の３の３は公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正です。

第４０条第１項は、改正の主な内容でもご説明しました個人住民税の納期の変更です。

第５１条第１項は、法令番号が付記されていない法律名がありましたので追加します。

第６３条は、改正の主な内容でもご説明しました固定資産税の免税点の変更です。

第 67 条第 1 項は固定資産税の納期の変更です。

第 80 条から第 91 条までの改正は軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

また、第 83 条では軽自動車税の納期の変更を行っております。

次ページになります。

附則第 6 条は、特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の延長に伴う改正です。

附則第 7 条の 3 は、地方税法附則第 5 条の 4 の削除に伴う改正です。

附則第 7 条の 3 の 2 は、地方税法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備および個人の町民税の住宅借入金特別税額控除の適用期限の延長に伴う改正です。

附則第 7 条の 4 は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正および特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所用の整備です。

附則第 8 条第 1 項および第 2 項は、地方税法附則第 5 条の 4 削除に伴う所要の整備および肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限の延長に伴う改正です。

附則第 9 条の 2 は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正です。

附則第 10 条の 2 第 3 項から第 28 項までは、改修特別特定建築物に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を 3 分の 1 とする規定の新設ならびに地方税法改正および条例の項ずれによる改正です。

附則第 10 条の 3 は、地方税法施工後の項ずれの反映と、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を改修特別特定建築物へと拡充し延長するものです。

次ページになります。附則 10 条の 4 第 1 項および第 3 項は、地方税法施行令の条ずれの反映と規定の整理になります。

附則第 10 条の 5 は、令和 6 年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定です。

附則第 15 条の 2 から附則第 16 条の 2 までの改正は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正です。

附則第 16 条の 3 第 3 項、附則第 16 条の 4 第 3 項および第 17 条第 3 項は、法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備です。

附則第 17 条の 2 第 1 項、第 2 項および第 4 項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正です。

附則第 18 条第 5 項および附則第 19 条第 2 項は、法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備になります。

附則第 19 条の 3 は、特定暗号資産取引に係る課税を申告分離課税への見直しに伴う新設です。

附則第 20 条第 2 項、第 20 条の 2 第 2 項および第 5 項ならびに第 20 条の 3 第 2 項および第 5 項は、法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所要の整備です。

一覧表の最後の欄ですが、本改正条例の第 5 条において津別町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 19 号）の一部を改正しており、その内容としては改正附則第 6 条において、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い種別割を軽自動車税とする改正を行います。

議案にお戻りいただきまして、ただいま説明いたしました内容について改正条文としたものです。

附則といたしまして、第 1 条は施行期日について公布の日としますが、法律施行日が 4 月 1 日でありますので、空白期間を埋めるため令和 8 年 4 月 1 日から適用させる規定を設けております。

ただし、第 1 条各号に掲げる規定については、それぞれ当該各号の定める日からの施行となります。

第 2 条は、町民税に関する経過措置。第 3 条は、固定資産税に関する経過措置。第 4 条は、軽自動車税に関する経過措置。第 5 条は、先ほどご説明しました津別町税条例等の一部を改正する条例、平成 26 年条例第 19 号の一部改正を規定しております。

以上、改正内容の説明とさせていただきますので、原案にご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 23 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 24 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 24 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保険福祉課長。

○保健福祉課長（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第 24 号について内容のご説明をいたします。

説明資料の 75 ページをお開きください。

改正理由は 3 点です。

1 点目、地方税法施行令の一部が改正されたため。

2 点目、5 月 12 日に開催された津別町国民健康保険運営協議会において、令和 8 年度国民健康保険税の税率について諮問し、答申を受けましたので、これに基づき所要の改正を行うものです。

3 点目は、事務処理の実態にあわせて納期を改正するためです。

改正内容の説明をいたします。資料飛びまして 107 ページをお開きください。

別紙 1 といたしまして、最初に子ども・子育て支援金制度の創設について概要を説明いたします。

子ども・子育て支援金制度につきましては、全世代・全経済で少子化対策を支え合うため、令和 6 年 6 月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布され、令和 8 年度から創設されることになりました。これに伴い、津別町国民健康保険においても、令和 8 年度の当初賦課から保険税に新たに「子ども・子育て支援納付金分」が追加されます。

図に示したとおり、これまで国保税は 3 本の柱により構成されてきましたが、ここに新たに「子ども・子育て支援納付金分」が追加され、4 本の柱となります。

なお、子ども・子育て支援納付金分に係る保険税率等は、道内においては北海道が算定し、市町村が決定することとなっております。

令和 8 年度の津別町における保険税率等は、後ほどご説明いたします。

なお、後期高齢者医療保険においても、国民健康保険同様に令和 8 年度から保険料に子ども・子育て支援納付金分が追加されます。

続いて 2、令和 8 年度賦課限度額について説明いたします。

地方税法施行令の改正により、令和 8 年度の賦課限度額は基礎課税分が 1 万円引き上げの 67 万円に。追加されました子ども・子育て支援納付金分は 3 万円とし、合計で 4 万円引き上げ 113 万円に改正します。

続いて 108 ページ、3、令和 8 年度軽減判定所得の基準額について説明いたします。低所得者に係る軽減措置の拡大として、5 割軽減、2 割軽減に係る所得判定基準をそれぞれ下線のように引き上げいたします。なお、7 割軽減については改定はございません。

次に、令和8年度の税率改正について説明いたします。

4、令和8年度の津別町国民健康保険税の税率等の比較をご覧ください。

所得割につきましては、基礎課税分、後期支援分、介護納付分、いずれも改定はございません。子ども・子育て分は北海道が算定した0.29%の標準保険料率に改定いたします。

次に、均等割額は平等割額の次にご説明いたします。

先に、平等割額についてご説明いたします。

こちら基礎課税分、後期支援分、介護納付分は5%の引き上げとし、子ども・子育て分は1,000円に改定いたします。

改定理由につきましては、令和12年度の税率統一が示された令和6年度から段階的に毎年度平等割額を10%ずつ引き上げて、統一税率に近づけていくこととしておりましたが、令和8年度におきましては、前年度課税所得が多く見込まれる試算となったことから、平等割額の引き上げを5%にとどめ、かつ均等割額については、統一税率水準まで引き下げる改定としたところです。

均等割額の子ども・子育て分につきましては1,000円となります。

また、制度において18歳未満の均等割額は全額軽減となりますが、18歳以上の被保険者には均等割額がプラス100円上乘せされ1,100円となります。

保険税合計では2,200円の保険料アップというふうになります。

次に、5、国民健康保険税の納期の改正です。

津別町国民健康保険税の納期につきましては、各期を1日から末日としておりますが、納入通知書等の発行時期の都合上、期によっては1日から納入が実態として不可能な状況でありました。これについて事務処理の実態にあわせるため、今般、納期を各期16日から末日まで改正するものです。

109 ページです。

税率改定の説明に戻ります。税率改定の基礎データおよび試算についてです。

1、被保険者等の比較についてですが、世帯数被保険者数については、ご覧のとおり微減となっております。課税所得につきましては、先にご説明申し上げましたとおり令和8年4月算定の課税所得が、前年度に対し約8,500万円の増額が見込まれます。

この金額につきましては、令和6年の課税所得と近い数値になっております。

次に、2、北海道が算定した国保事業費納付金と賦課総額です。

本表につきましては、納付金、賦課総額ともに北海道が算定した金額となっております。納付金額は北海道全体で必要とする国保事業に係る費用を市町村按分したものであり、町から道に納める金額です。この納付金相当額を納めるために、国保税を幾ら賦課すればよいかということを道が算定したのが賦課総額となります。この納付金額と賦課総額の差につきましては、特別交付金などで充当、補填されます。

次に、3、税率改定後の賦課総額の試算ですが、町が決定しました税率をもとに試算したものととなります。

賦課総額は1億4,359万1,086円となり、道の算定額との差がマイナス26万1,477円となります。この不足額につきましては、基金を活用して補填いたします。

110ページには、参考までに令和7年度税率で試算した表、現在示されている令和12年度全道統一税率を掲載しております。統一税率は毎年見直しされており、今年度は、昨年度より率が下がった状態となっておりますが、次年度以降の動きは不透明です。

次に、4、税率改定後の限度額超過世帯数および軽減対象数の試算については記載のとおりです。

111ページです。5、被保険者の保険税の平均額の試算につきましては、1人当たりの賦課額、そして1世帯当たりの賦課額を記載しております。

112ページをお開きください。

国民健康保険税改定後のモデル世帯による試算結果です。国保に加入する世帯の人数別で、例としてモデル比較をしております。

(1)の被保険者が1人の世帯の場合で、上段のケースは60歳で農業所得が196万円の場合です。こちらは改正前と比べ2.5%の増加率で6,700円が増額になります。中段と下段は、年齢や所得の内容が違うケースとなっておりますが、介護賦課がないケースとして、増加率はいずれも3.1%と約1万円の増額になります。

(2)の被保険者が2人の世帯の場合ですが、上段は所得の多い世帯になりますが、限度額超過しており、本改正の平等割、そして子ども・子育て支援納付金分の賦課限

度額の引き上げによる増額となっております。中段は軽減がない世帯、下段は、それぞれ7割軽減適用の例で介護賦課がないケースです。

(3)は被保険者が3人以上の世帯としております。中段、下段は未就学児のいる家庭のケースとなっております。

今年度は、相対的に均等割の引き下げ、そして軽減判定基準の改正により該当世帯の保険料が下がる改正ではありますが、子ども・子育て支援納付金分の新設および平等割の引き上げ、また賦課限度額の引き上げにより全体的には増額となる見込みです。

75ページにお戻りください。

新旧対照表では、ただいまご説明いたしました内容に改正したものとなっております。

それでは議案にお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を条文化したものです。

条文の最後には附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和8年4月1日から適用することとし、改正後の規定は令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものといたします。

以上、内容についてご説明いたしましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 確認だけさせてもらいたいと思います。

新たに、子ども・子育て支援納付金分ということで、新たな算定がなされるということで、一般の納付者、納付書の中に、このような内容をどのように表記するのか。具体的には、我々、今、資料を見て算定の根拠などは一般の納付者に対してあまり細かい配慮をしても難しいかとは思いますが、算定基準が新たに加わる。逆に言うと、算定基準が減る分については、逆にあまり通知とか連絡というものの役割は低いのかなと思うんですが、こういうものが付加される、もしくは、この子ども・子育てということに対して、こういう目的のために、こういう項目が入りますということなので、

そういうものを納付書や納付される方に対して通知する必要があるのか。また、いつも納付書を私も見ているのでわかるのですが、本当に約款のように小さく、本当によく目を凝らして見ないとわからない状態なのか、こういうものをアンダーラインや、ある意味1枚盛り込むことで、こういうものが追加されますという必要性がないのかどうか、担当にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（兼平昌明君） ただいまご質問のありました関係についてですが、納付書の関係について、誠に申し訳ございません。表記の方法については把握できておりません。

ただ今回、制度の改正がありますので、こちらのほうの周知については何かしらの形で周知されていくというところですが、周知された方、手に取った方がわかりやすくなるように、こちらのほうも納付書を送付する際は、表記、説明のほうを気にしていきたいというふうに考えておりますが、納付書の部分については標準様式というふうに定まっておりますので、誠に申し訳ございません。私のほうがきちんと把握できておりませんが、それに沿った形で納付書のほうを送付させていただきます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 過度なものは必要ないと思うんですが、やはり納付する上でも、その使われ方も、そういうことを意識していただいて、納付に際して喚起とか役割も含めて周知していくということは必要かなと思いますので、目的があってこういう算定に入ってくるわけですから、その部分も考えられて、広報なり何かしらの媒体でそういうことを載せていただいて、わかりやすく解説していただければというふうに思います。

金額の増減については、毎年毎年さまざまな理由で増減があると思いますので、あまり詳しいことはないかと思うんですが、こういう項目が追加されますというようなことは必要かなと思いますので、ぜひ内部で検討されて、適正な方向で図っていただきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（兼平昌明君） 本改正の部分につきましては、国保税のみならず次の議案にあります後期高齢者のほうも該当してきております。そういった部分では、周知のほうは、いずれ町民に対して説明のほうをさせていただきますし、あわせて、この集めた税金がどのように活用されるか、これは国のほうからもきちんと示されておりますので、それら国から示されているパンフレット、資料等を参考としながら周知していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 24 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 25 号 津別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第 25 号について内容のご説明をいたします。

説明資料の 113 ページをお開きください。

改正理由につきましては、事務処理の実態にあわせて納期を改正するためです。

改正内容につきましては、後期高齢者医療保険料について、各納期月の 16 日から月末までに改正するものです。

新旧対照表では、ただいまご説明いたしました納期の変更について内容を改正したものとなっております。

それでは議案にお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を条文化したものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和 8 年 4 月 1 日から適用することとし、改正後の規定は令和 8 年度以降の年度分の後期高齢者医療保険料について適用し、令和 7 年度分までの後期高齢者医療保険料については、なお従前の例によるものといたします。

以上、内容についてご説明いたしましたので、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 25 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 26 号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（平塚恭輔君） ただいま上程となりました、議案第 26 号についてご説明いたします。

説明資料の 115 ページをご覧ください。

改正理由は、事務処理の実態にあわせて納期を改正するためです。

改正内容につきましては、介護保険料について各納期月の 16 日から月末までに変更するものです。

新旧対象表では、ただいまご説明いたしました納期の変更について内容を改正したものになっております。

それでは議案にお戻りください。

ただいまご説明しました内容を条文化したものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和 8 年 4 月 1 日から適用することとし、改正後の規定は令和 8 年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和 7 年度分までの介護保険料については、なお従前の例によるものとします。

以上、議案第 26 号についてご説明いたしましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 26 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 27 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 27 号 契約の締結について（町道 2 号線歩道新設工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 27 号について説明をさせていただきます。

町道 2 号線歩道新設工事の請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事の名称、町道 2 号線歩道新設工事。

工事の場所、津別町字共和。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、5,720 万円（うち消費税 520 万円）。

契約の相手先は、津別町字東 2 条 23 番地、津別建設株式会社、代表取締役 中村光一と契約を結ぼうとするものです。

工事の概要について説明をさせていただきます。説明資料 116 ページをご覧ください。

当初予算の説明の際には、共和ホクレンスタンドから道道までの施工の予定としておりましたが、財源として見込んでおりました社会資本整備総合交付金が要望額の 4 分の 1 しかつかなかったため、予定を変更し、本年度の工事区間についてはバス待合所の整備と排水管更新工事の重複区間を含むホクレンスタンドから美園橋手前までと

した上で、残りの区間は次年度以降に実施することとさせていただきました。

以上、議案第 27 号について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 27 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 28 号 契約の締結について（木質バイオマスセンター貯蔵棟建設工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（尾路克彦君） ただいま上程となりました、議案第 28 号について説明させていただきます。

本案件につきましては、木質バイオマスセンター貯蔵棟建設工事の請負契約の締結に向けまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称につきましては、木質バイオマスセンター貯蔵棟建設工事。

工事の場所につきましては、津別町字達美 213 番地 1。

契約方法につきましては、指名競走入札。

契約金額につきましては 7,887 万円（うち消費税及び地方消費税額は 717 万円）。

契約の相手先につきましては、網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設、
代表取締役 清水靖則となります。

以上、内容の説明とさせていただきますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 28 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 29 号 契約の締結について（木質バイオマスセンター貯木場等外構工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（尾路克彦君） ただいま上程となりました、議案第 29 号について説明させていただきます。

本案件につきましては、木質バイオマスセンター貯木場等外構工事の請負契約の締結に向けまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称につきましては、木質バイオマスセンター貯木場等外構工事。

工事の場所につきましては、津別町字達美 213 番地 1。

契約方法につきましては、指名競争入札。

契約金額につきましては、1 億 2,936 万円（うち消費税及び地方消費税額は 1,176 万円）。

契約の相手先につきましては、網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設、代表取締役 清水靖則となります。

以上、説明とさせていただきますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 29 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 30 号 財産の取得について（多目的運動公

園バーチドレイン)を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐(坂井隆介君) ただいま上程となりました、議案第30号について説明いたします。

本件につきましては、多目的運動公園バーチドレインの購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

バーチドレインは芝生に通気作業を施し、土壌改善を行う機械です。現在使用している機械は故障しており、購入から約25年経過しています。そのため、部品供給も終了しており、修理が困難な状況です。これに伴い、同等程度の機種を購入するものであります。

取得する財産の名称は、多目的運動公園バーチドレインです。数量等につきましては次ページをご覧ください。取得する数量は1台、メーカーはRedexim社製、形式はVD7416、作業幅は1,600ミリメートル、最大貫入深度350ミリメートル、本体重量は900キログラムです。

議案にお戻り願います。

納入場所は津別町字豊永。

契約の方法は指名競争入札。

取得金額は583万円(うち消費税および地方消費税額53万円)です。

取得の相手先は、網走郡美幌町字美禽296の3、株式会社共成レンテム美幌営業所、所長 片平伸佳となります。

なお、納期につきましては令和9年3月31日までを予定しております。

以上、説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 30 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 40 分

再開 午前 11 時 54 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。

これで令和 8 年第 2 回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 11 時 54 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員